

私には、選挙に行く理由がある。

参議院議員通常選挙

投票日時 7月10日(日) 午前7時～午後8時

公示日 6月22日(水)

この記事の日付と日程は、投票日が7月10日(日)の場合です



投票日に大牟田市で投票できる人

次の3つの要件に全て該当し、大牟田市の選挙人名簿に登録されている人です。

①平成16年7月11日までに生まれた
日本人国籍の人

②令和4年3月21日までに大牟田市に転入届けをし、引き続き市内に住んでいる人

③選挙権を停止されていない人

※令和4年3月22日以降に現在の市町村に転入届けをした人のうち、以前の市町村に3ヶ月以上住んでいて転出後4ヶ月以内の場合は、以前の市町村で期日前投票または当日投票、現在の市町村で不在者投票ができます。

新型コロナ感染症対策

- 投票所での取り組み
- アルコール消毒液の設置
- 投票所係員、立会人等のマスク着用
- 扉や窓の開放による定期的な換気
- 記載台、筆記用具等不特定多数の人が触れる箇所の定期的な消毒

- 有権者へのお願い
- 持参した筆記用具を使用できます。
- 来場時はマスク着用や咳エチケット、手指の消毒にご協力をお願いします。

投票記載台には、候補者氏名や政党等名などが掲示されています。よく見て正確に書きましょう！



投票所入場券（はがき）

入場券は1人1枚、6月7日時点の住所で作成し、6月21日頃発送します。同じ世帯でも配達日が異なることがあります。
入場券が届いていなかつたり、なくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて本人確認ができるば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

くしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて本人確認ができるば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

投票所には点字用の投票用紙と器具を備えています。また、病気やけがなどで字が書けない場合は、投票所係員が代筆しますので申し出てください。投票の秘密は守られます。

点字投票・代理投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票に行けない場合、期日前投票ができます。

期日前投票

期日前投票期間中に
18歳の誕生日を迎える人へ

投票する日によって
取扱いが異なります！

- 期日前投票は、18歳の誕生日の前日からできます。
- 投票する時点で17歳の人は、不在者投票となります。

★事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を記入しておおくと、投票所で記入する時間が省けます。
入場券がない場合は、投票所備え付けの宣誓書に記入してください。

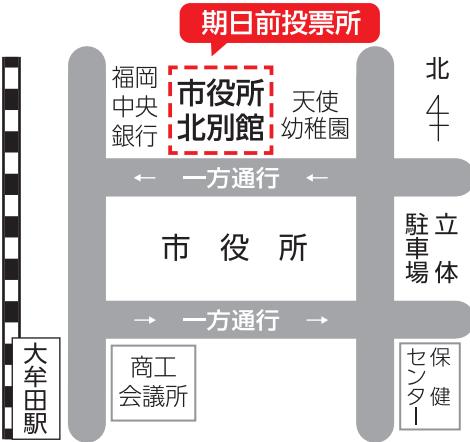
◆期日前投票所・日時

①市役所北別館 1階 市民ホール

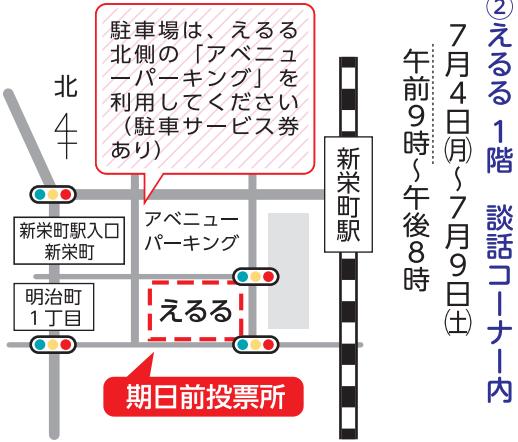
6月23日(木)～7月9日(土)

午前8時30分～午後8時

※期間中は臨時駐車場を設けます。



期日前投票所は市内2カ所



②えるる 1階 談話コーナー内
7月4日(月)～7月9日(土)
午前9時～午後8時

大事な投票、忘れずに!



◆病院や老人ホームでの不在者投票
県の選挙管理委員会が指定する施設に入院・入所している人は、施設内で不在者投票ができます。
詳しくは、施設に尋ねてください。

◆滞在先での不在者投票
事前に投票用紙等を取り寄せて、滞在先で投票ができます。
投票用紙等を取り寄せるための請求書は、市ホームページや最寄りの選挙管理委員会で入手できます。
詳しくは、選挙管理委員会または市ホームページを確認してください。
※やりとりに時間がかかりますので、早めに手続きしてください。

◆不在者投票所

市役所北別館2階 選挙管理委員会室 (えるるでは、できません)

◆障害のある人などの郵便等による不在者投票制度
左表の要件に該当する人が、自宅などから郵送等（郵便または信書）で投票できる制度です。

対象	障害名など	等級など
身体障害者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険法の要介護者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5	

詳しく述べてください。
※7月6日㈬の午後5時までに手続きが必要です。

◆選挙公報
投票日の2日前までに全世帯へ配ります。選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。

◆選挙公報

投票日は、市ホームページで投票・開票速報をお知らせします。
▼会場 市民体育館アリーナ
▼時間 午後9時10分開始
※駐車場に限りがあります。

◆投票・開票速報

◆即日開票(有権者は参観できます)
投票所には、携帯電話等での通話や写真撮影は控えてください。

◆投票所に入場できる人

・18歳未満の人や選挙人を補助・介護する人は、投票する選挙人と一緒に投票所に入ることができます。
投票所内では、係員の案内に従ってください。
・秩序および投票の秘密を守るために投票所内の携帯電話等での通話や写真撮影は控えてください。

◆特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人など、一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」が可能です。

■問合せ

選挙管理委員会・明るい選挙
推進協議会 (☎4128882)
FAX4128883

※市ホームページ
はこちら→

